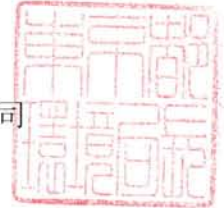


21環車計第102号
平成21年6月10日

社団法人 東京路線トラック協会
会長 有富 慶二 様

東京都環境局長 有留 武司



「東京都適合車標章」のちょう付について（依頼）

平素より東京都の自動車環境事業への御理解御協力いただきありがとうございます。

皆さまの日ごろの御協力のもと、ディーゼル車規制や低公害車の普及促進などを進めたことにより、都内の大気環境は、粒子状物質（SPM）の排出量が減り環境基準を全測定局で達成するなど、着実に改善されております。しかしながら、窒素酸化物（NO₂）の環境基準は7割程度の達成状況にあります。

東京都（以下「都」という。）は、この状況を改善すべく、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）を改正し、都内の荷主・旅行事業者等が自動車NOx・PM法の対策地域内に登録できない環境負荷の大きな自動車を利用しないことに努める義務を新たに規定いたしました。

都は、この規定に基づく取組が都内で推進されるよう、平成21年6月から、都内を発着・通過する環境確保条例に適合し、自動車NOx・PM法の対策地域内に登録が可能な環境負荷の小さな自動車に対して、「東京都適合車標章（別添参照）」のちょう付を始めています。この標章により、都内の荷主等における環境負荷の大きな自動車の容易な識別を可能にし、環境負荷の大きな自動車の利用の抑制を図っていきます。

つきましては、本取組の主旨を御理解いただき、貴団体の加盟企業において、東京都適合車標章のちょう付が行われますよう、御協力方よろしく願いいたします。

東京都環境局自動車公害対策部計画課 村山・東川
電話 03-5388-3462(直通)

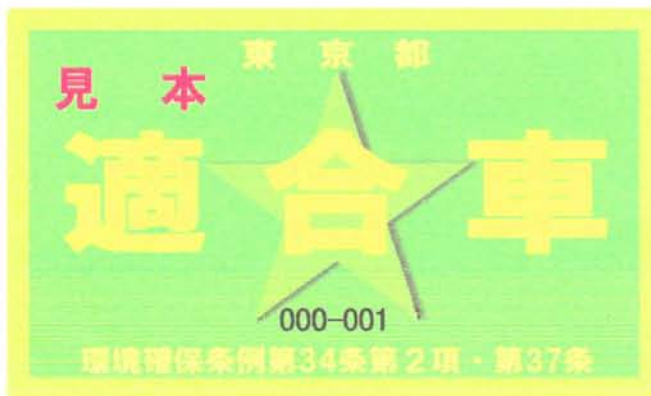
『東京都適合車標章』（通称：東京都適合車ステッカー）

平成 21 年6月より交付を開始しています。

東京都は、環境確保条例を改正し、環境負荷の大きな車の利用抑制の努力義務を規定しました（平成21年4月1日施行）。これらの環境負荷の大きな車の利用を抑制するため、環境負荷の小さな車に「東京都適合車ステッカー」を貼っていただき、環境負荷の小さな車かどうか容易に識別できるようにしています。

■1 ステッカーについて

- ▶ 大きさは、縦9cm×横15cm
- ▶ 交付した車両ごとに、交付番号（シリアルナンバー）を印字しています。
- ▶ 環境負荷の大きな車以外の車で、都内に流入する自動車がちょう付の対象です（通過する自動車も含まれます。）。

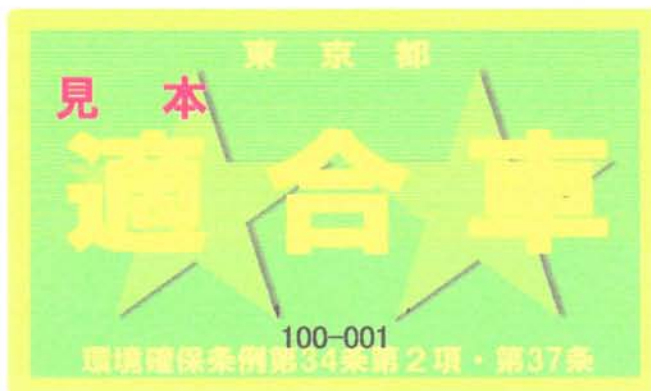


← 適合車ステッカー（一つ星）

該当車両の例

- ・ 環境確保条例のディーゼル車規制に適合し、自動車 NOx・PM 法の対策地域内で登録が可能な自動車
- ・ 知事が指定する粒子状物質減少装置を装着していることから都内走行が認められている自動車

→ 詳しくは2頁



← 適合車ステッカー（二つ星）

該当車両

- ・ 平成17年排出ガス基準（新長期規制）対応以上の車



← 適合車ステッカー（猶予期間付き）

該当車両

- ・ 環境確保条例や自動車 NOx・PM 法において、車種に応じて認められている猶予期間中の車

普通トラック9年、大型バス12年など